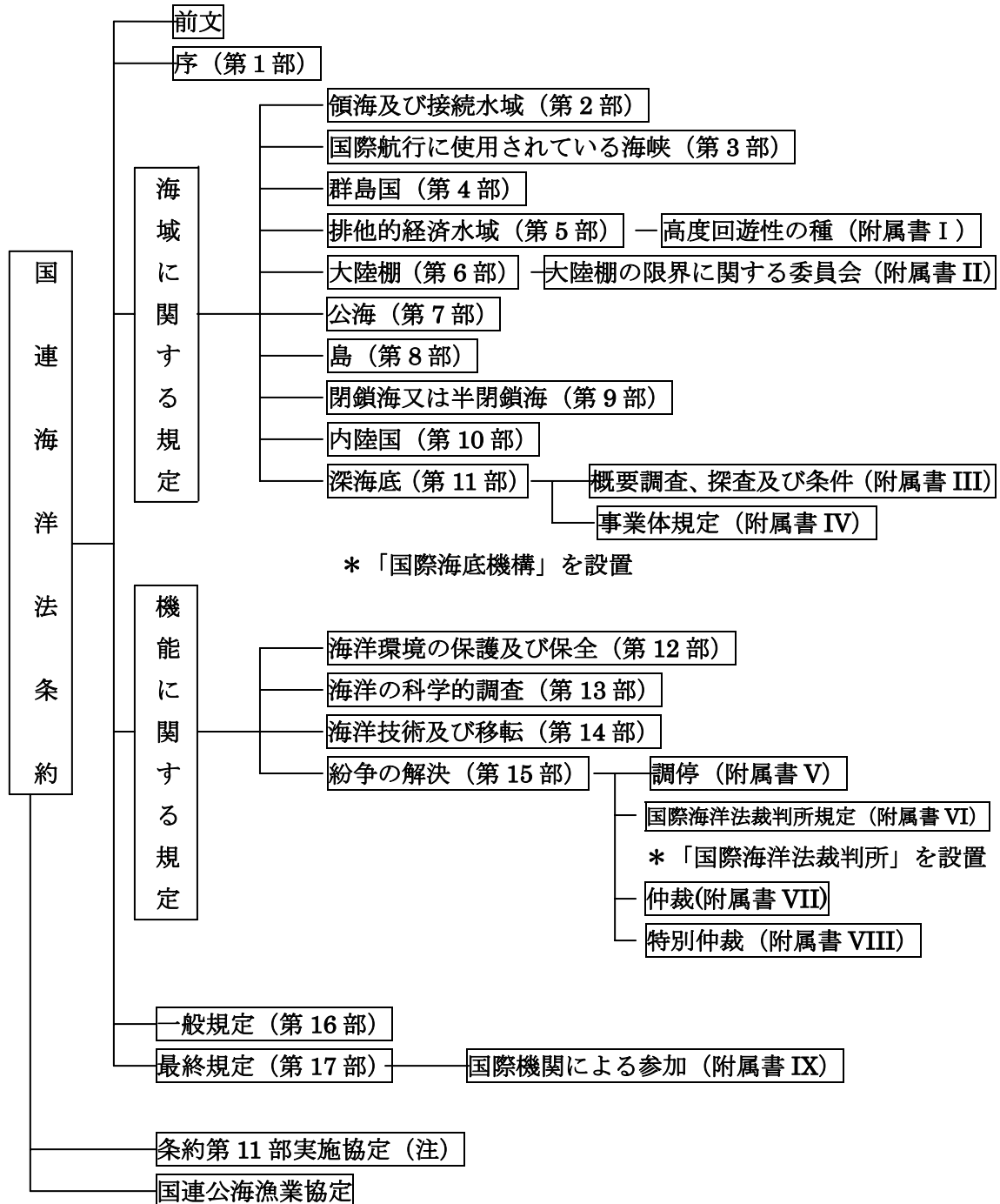


図1 国連海洋法条約概念図



(注) 「深海底」について規定する「条約」第11部は、「実施協定」により実質的な改正がなされている。「条約」と「実施協定」の締約国数には相違があるものの、深海底に関する規定は、「実施協定」により改正された内容で国際的に適用されている。

(出典：「外交フォーラム」2001年7月号)